平成２２年（フ）第４１５号
静岡県浜松市浜北区新原4388番地の１
破産者　株式会社伸勢産業
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４７６号
静岡県湖西市古見856番地の９
破産者　有限会社山本スポーツ
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３３０号
愛知県豊橋市浜道町字新百々池９番地３
破産者　有限会社クラシカル珈琲
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３５６号
愛知県豊川市西豊町２丁目101　エスポアハイム206号、商業登記簿上の本店所在地愛知県豊川市二見町２番地セジュール二見Ｂ棟201号
破産者　有限会社パノラマクラフト
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１６１０号
京都府木津川市木津殿城145番地２　出石二三方、商業登記簿上の本店所在地京都府木津川市山城町上狛野日向１番地
破産者　出石石油株式会社
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２９号
奈良市油阪地方町１番地の１
破産者　株式会社都ホテル
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１８８号
松江市島根町大芦1617番地
破産者　こうや商店こと　石川キヨミ
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８０号
大分市富士見が丘東３丁目14番10号
破産者　有限会社大分ジョウナン食品
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５０８号
神奈川県愛甲郡愛川町半原146番地の１、破産手続開始決定時の住所神奈川県愛甲郡愛川町半原1542番地の７
破産者　大田　猛寛
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７１３号
神奈川県平塚市出縄185番地の３　真壁ハイツ１―101
破産者　北原加奈絵
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１４号
長崎県五島市松山町512―13　ロードハウス505号、開始決定時の住所長崎県五島市松山町104番地
破産者　中山　繁明
１　決定年月日　平成24年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第２３４８号
札幌市厚別区厚別南６丁目１番６号　クレストールⅠ201号室、住民票上の住所札幌市厚別区厚別東４条２丁目３番１―203号
破産者　山田　準三
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１５号
青森県弘前市大字賀田２丁目７番地１　市営住宅Ｄ棟、住民票上の住所青森県弘前市大字田町４丁目３番地４　市営住宅５－１号
破産者　小原　誠一
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１０９９号
千葉県松戸市西馬橋４丁目48番地の１グランドール西馬橋Ⅱ―102号、破産手続開始決定時の住所埼玉県志木市下宗岡１丁目10番48号
破産者　長友　孝文
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３００号
埼玉県和光市下新倉５丁目14番８号　オオシマハイツＡ101
破産者　澤田　博幸
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３２号
さいたま市南区松本１―15―５山口新吉方、住民票上の住所埼玉県戸田市美女木２丁目12番地の12　石井コーポ201号室
破産者　石井　　勇
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１６号
埼玉県蕨市中央２丁目１番７号　メゾンアーティーズ410号
破産者　谷口ビジネスこと　谷口　　均
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４６号
埼玉県加須市旗井2081番地
破産者　長島　敏夫
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９４号
埼玉県加須市久下４丁目10番地17
破産者　池田　征央
１　決定年月日　平成24年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係